

議案第39号

企業立地の促進等にかかる市税の特例に関する条例の一部改正について

企業立地の促進等にかかる市税の特例に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成29年11月30日提出

勝山市長 山岸 正裕

提案理由

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、企業立地の促進等にかかる市税の特例に関する条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する。

勝山市条例第 号

企業立地の促進等にかかる市税の特例に関する条例の一部を改正する条例

企業立地の促進等にかかる市税の特例に関する条例(平成 19 年勝山市条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線で示す部分を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すとおり改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="344 633 999 663">企業立地の促進等にかかる市税の特例に関する条例</p> <p data-bbox="293 678 376 708">(目的)</p> <p data-bbox="259 715 1111 927">第 1 条 この条例は、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 6 条の規定に基づき、<u>企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号。以下「企業立地促進法」という。)</u>第 20 条の規定に基づく固定資産税の課税免除について、勝山市税条例(昭和 29 年勝山市条例第 15 号)の特例を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="293 943 539 973">(課税免除の対象者)</p> <p data-bbox="259 979 1111 1155">第 2 条 本条例の適用対象者は、<u>企業立地促進法第 14 条による承認企業立地計画に従って設置した特定事業のための施設のうち、企業立地促進法第 20 条の地方公共団体等を定める省令(平成 19 年総務省令第 94 号)第 3 条に規定する当該対象施設を市内の同意集積区域に新增設した特定事業者とする。</u></p>	<p data-bbox="1229 633 1973 663">地域経済牽引事業の促進にかかる市税の特例に関する条例</p> <p data-bbox="1178 678 1261 708">(目的)</p> <p data-bbox="1144 715 1995 927">第 1 条 この条例は、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 6 条の規定に基づき、<u>地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成 19 年法律第 40 号。以下「地域未来投資促進法」という。)</u>第 25 条の規定に基づく固定資産税の課税免除について、勝山市税条例(昭和 29 年勝山市条例第 15 号)の特例を定めることを目的とする。</p> <p data-bbox="1178 943 1424 973">(課税免除の対象者)</p> <p data-bbox="1144 979 1995 1332">第 2 条 本条例の適用対象者は、<u>地域未来投資促進法第 4 条第 1 項に規定する基本計画において定められた促進区域において、地域未来投資促進法第 13 条第 2 項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従い、地域未来投資促進法第 13 条第 1 項に規定する承認地域経済牽引事業者で、地域未来投資促進法第 25 条の地方公共団体等を定める省令(平成 19 年総務省令第 94 号。以下「省令」という。)</u>第 1 条に規定する同意日から起算して 5 年以内に設置し、<u>地域未来投資促進法第 24 条の規定による主務大臣の確認を受け、省令第 2 条に規定する当該対象施設を新設・増設した者(以下「特定事業者」という。)</u>とする。</p>

(課税免除の適用)

第3条 市長は、特定事業者が取得した当該対象施設の用に供する家屋及び構築物_____並びにこれらの敷地である土地_____に対して課する固定資産税については、新たに固定資産税を課することとなる年度以後3箇年度に限りこれを課さない。

(適用申請等)

第4条 前条の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を毎年1月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 土地 所在地番、地目、地積、用途、取得年月日、取得価格、建設着手____年 月 日
- (2) 家屋 所在地、家屋番号、種類、構造、面積、用途、取得年月日、取得価格、事業の用に供した日

(新設)

2 第2条に規定する構築物について、同条の適用を受けようとする特定事業者は、地方税法第383条の規定による償却資産申告書を提出する場合において、当該構築物の所在____、種類、数量、取得年月日、取得価格、耐用年数及び当該構築物の価格の決定に必要な事項を区分して記載しなければならない。

(課税免除の適用)

第3条 市長は、特定事業者が取得した当該対象施設の用に供する家屋及び構築物(事務所等に係るものを除く。)並びにこれらの敷地である土地(取得の日の翌日から1年以内に建設に着手した土地に限る。)に対して課する固定資産税については、新たに固定資産税を課することとなる年度以後3箇年度に限りこれを課さない。

(適用申請等)

第4条 前条の適用を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申告書を毎年1月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 土地 所在地番、地目、地積、用途、取得年月日、取得価額、建設着手予定年 月 日
- (2) 家屋 所在地、家屋番号、種類、構造、面積、用途、取得年月日、取得価額、事業の用に供した日

(3) 償却資産(当該対象施設の用に供する構築物のみが対象となり、事務所等に係る構築物は除く。)所在地、資産の名称等、数量、取得年月日、取得価額及び耐用年数

2 第2条に規定する構築物について、同条の適用を受けようとする特定事業者は、地方税法第383条の規定による償却資産申告書を提出する場合において、当該構築物の所在地番、種類、数量、取得年月日、取得価額、耐用年数及び当該構築物の価額の決定に必要な事項を区分して記載しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、平成29年7月31日から適用する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の企業立地の促進等にかかる市税の特例に関する条例第2条に規定する承認企業立地計画に従って設置される施設については、なお従前の例による。

(勝山市企業振興条例の一部改正)

3 勝山市企業振興条例(昭和59年勝山市条例第9号)附則別表第2中「企業立地の促進等にかかる市税の特例に関する条例」を「地域経済牽引事業の促進にかかる市税の特例に関する条例」に改める。